

## 基準諮問会議

### 新規テーマの評価（比較情報）

#### I. 基準諮問会議への検討要望の内容

<p>（テーマ）</p> <p>比較情報の取扱いに関する会計基準の設定</p>
<p>（提案理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現状においては、『財務諸表等規則』等において比較情報の取扱いが規定されているのみであり、日本公認会計士協会から日本公認会計士協会の会員の業務の参考に資することを目的として『比較情報の取扱いに関する研究報告（中間報告）』（以下「研究報告」という。）が公表されているものの、会計基準として定めがない状況にある。</li> <li>・ 研究報告においては、整理すべき新たな実務上の論点が今後生じてきた場合には、当該研究報告に論点を追加していくことが予定されているが、今後は会計基準として検討すべきである。</li> </ul>
<p>（具体的内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国際的な会計基準（例．I A S 1 . 3 8 ~ 4 4 ）と同様に、比較情報の取扱いに係る一般的な定めを会計基準として定めていただきたい。</li> <li>・ 研究報告で取り上げられている論点に加えて、逆取得の場合における連結財務諸表の比較情報の取扱いのように国際的な会計基準（例．I F R S 3 . B 2 1、B 2 2 ）に別段の定めがあるものについても取り上げていただきたい。</li> </ul>

#### II. 論点の分析

##### 現行の制度の状況

1. 前期以前の財務諸表を開示するか否か、開示する場合、どのように開示を行うかについては、我が国においては、開示制度ごとに金融庁（連結財務諸表規則）、法務省（計算規則）により定められている。また、金融商品取引法開示に関連して、日本公認会計士協会より『比較情報の取扱いに関する研究報告（中間報告）』が公表されている。
2. 表示の組替については、企業会計基準第 24 号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する

会計基準」において定めが設けられている<sup>1</sup>。

### 国際的な会計基準との関係

3. IAS 第 1 号「財務諸表の表示」では、別の要求がある場合を除いて、当期の財務諸表で報告する全ての金額について、前期に係る比較情報を求めている<sup>2</sup>。また、財務諸表中の項目の表示又は分類を変更する場合には、組替が実務上不可能な場合を除いて比較金額の組替を行うことが求められる<sup>3</sup>。
4. 米国会計基準では、比較情報として過年度の数値を開示することが望ましいとされている<sup>4</sup>。公開企業に関しては、SEC の規則により一般的に 2 年間の比較情報が求められる。
5. IFRS 第 3 号「企業結合」では、逆取得に関しては、法律上の親会社（会計上の被取得企業）の過年度の財務諸表ではなく、法律上の親会社の法定資本を反映するように修正された法律上の子会社の財務諸表を比較情報として用いることが定められている<sup>5</sup>。米国会計基準においても、逆取得の場合の比較情報の取扱いについて、IFRS と同様の定めが置かれている<sup>6</sup>。
6. IAS 第 1 号のパラグラフ 41 からパラグラフ 44 で示されている表示の組替については、前述の通り、企業会計基準第 24 号に定めが設けられている。逆取得に関する比較情報の取扱いについては、日本基準の中で特段の定めはない。
7. 比較情報に関するガイダンスが、IFRS では会計基準に含まれているが、日本では JICPA の研究報告が公表されるに留まっており、規範性を持ったガイダンスがないことから、これを基準の中にも含めることが必要とする意見がある。

<sup>1</sup> 企業会計基準第 24 号 第 13 項から第 16 項

<sup>2</sup> IAS 第 1 号 パラグラフ 38 からパラグラフ 40

<sup>3</sup> IAS 第 1 号 パラグラフ 41 からパラグラフ 44

<sup>4</sup> Accounting Standards Codification205-10-45

<sup>5</sup> IFRS 第 3 号 パラグラフ B21

<sup>6</sup> Accounting Standards Codification805-40-45

8. なお、逆取得の場合、現行の日本の実務上、存続会社（会計上の被取得会社）の過年度の財務諸表を比較情報として開示する例があるが、比較情報としての有用性を懸念する意見も聞かれる。

### III. テーマアップの要否の評価

- (1) 広範な影響があるか。

開示という観点では全ての上場企業に関連するが、逆取得については影響が限定的であると考えられる。

- (2) 作成者、利用者、監査人等からのニーズはあるか。

参考となるガイダンスが規範性のない研究報告に拠っていることから、基準化を求める監査人（実務対応委員会専門委員）からの提案である。

- (3) 企業会計基準委員会が取扱うべき内容か（他の規制当局等が取扱うことが適切であるものではないか。）

国際的には会計基準として取り扱っている例も見られるが、上記のような考え方の整理を基礎として実務運用が行われており、現時点で特段対応すべき個別の論点は生じていないと考えられる。

また、国際的な会計基準の定めのうち表示の組替については、前述の通り企業会計基準第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」において定めが設けられている。

- (4) 現行の会計基準の改善が見込まれるか。

提案されている論点のうち、ガイダンスは一定の範囲で日本基準に取り入れられており、逆取得については影響が限定的であると考えられることを踏まえると、新たに会計基準の

開発テーマとして取り扱うことについての優先順位は比較的低いと思われる。

(5) 適時に会計基準の開発が可能か。

比較情報に関する定めは(3)でも触れているように、制度開示に直結し、密接に関連しているものであるため、会計基準とするにおいて、規制当局との調整が必要となることが想定される。

**ディスカッション・ポイント**

- 上記の分析を踏まえ、現状では特段の個別の論点は生じていないため、今回は新規テーマの提言としないこととしてはどうか。

以 上